

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化をはかると同時に、経営の健全性、透明性およびコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性およびコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実をはかりながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、当社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営をおこなっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Renren Lianhe Holdings	7,640,000	35.72
岩野 達志	3,360,000	15.71
森田 泰弘	3,005,000	14.05
藤岡 義久	810,900	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	780,800	3.65
佐藤 由紀子	760,000	3.55
株式会社エーシーエヌ	285,200	1.33
久保 直之	280,900	1.31
成田 洋	248,000	1.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	216,000	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 12月

業種 不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
和波 英雄	税理士													
大西 純	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和波 英雄			国税局の要職を歴任し、また、国税庁税務大学校教授及び税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する十分な見識を有しており、同氏に企業経営の経験はないものの、顧問の立場から企業経営を支援してきたことから、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であると判断し、かつ、一般投資家との利益相反が生じるおそれがないことから、社外取締役として指定しております。

大西 純		不動産鑑定士の資格に加え、不動産鑑定会社での職務経歴を有していることから不動産鑑定実務に精通しており、また弁護士として法律にも精通しております。同氏に企業経営の経験はないものの、専門家として多数の企業に対し不動産鑑定及び法律のアドバイスを提供してきた業務経験から、当社経営体制の一層の強化・充実に資することを期待できる人材であると判断し、かつ、一般投資家との利益相反が生じるおそれがないことから、社外取締役として新たに指定しております。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、監査役、会計監査人とそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行うなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

監査役は、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有泉 毅	他の会社の出身者													
上埜 喜章	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

有泉 毅		不動産分野における豊富な経験と高い見識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役として選任しております。また、一般投資家との利益相反が生じるおそれがない社外監査役であることから、独立役員に指定しております。
上埜 喜章		財務および会計等における豊富な経験と幅広い見識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役として選任しております。また、一般投資家との利益相反が生じるおそれがない社外監査役であることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充当する社外役員につきましては、すべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度と業績連動報酬を導入しております。
業績連動報酬については、取締役の報酬総額の上限金額を年額100百万円に前事業年度における連結税金等調整前当期純利益の5%相当額を加算した金額の範囲内としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。なお、当社の役職員と同様に、当社グループ全体の企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、業務委託先につきましてもストックオプションの付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

1億円以上の者がいないため、個別開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める旨を定款に定めております。
各取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。
各監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、管理本部総務部が取締役会事務局として、議案の事前配布や取締役会の議事その他の情報提供を適宜実施することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および処分並びに重要な組織および人事に関する意思決定機関として全取締役6名(社外取締役2名)で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。

(2)監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)で構成しており、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款遵守状況および職務執行状況を監査し、業務監査および会計監査が有効に実施されるように努めております。また、監査役は会計監査人および内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(3)リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く様々なリスクの発生を未然に防止するとともに、経営に及ぼす損害を最小限に食い止めるため、リスク管理対応の強化を図っております。

具体的にはリスク管理委員会規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年に1回開催し、リスクの評価、対策等、広域なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。さらに、地震、火災等の災害に対処するため、必要に応じてリスク管理委員会を招集し、不測の事態に備えております。

また、当社の内部監査担当者が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

(4)内部監査

当社の内部監査は、内部監査室1名が担当しております。内部監査室は、業務執行の適正性および有効性を検証するために、通常の業務執行から独立した機関として構成しております。

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社の経営諸活動の遂行状況および財産管理の実態を公正かつ客観的な立場で調査するものであります。

監査は、必要に応じ、監査役および会計監査人との調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。

(5)会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は業務を執行した公認会計士は三井勇治及び竹田裕の2名であり、補助者の構成は公認会計士3名、その他6名となっております。継続監査年数については、全員が7年以内のため記載を省略しております。

(6)責任限定契約

当社と社外取締役和波英雄、社外取締役大西純、社外監査役有泉毅及び社外監査役上埜喜章は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役6名で構成される取締役会設置会社であります。このうち社外取締役を2名選任する他、社外監査役を2名選任していることから、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	原則として、株主総会開催日は毎年3月下旬とし、他社の株主総会開催日との重複を避ける予定です。
電磁的方法による議決権の行使	今後、株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、電磁的方法による議決権行使が可能となるよう検討を行います。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討を行います。
招集通知(要約)の英文での提供	今後外国人株主の状況を鑑みて、検討をしております。
その他	株主総会の招集通知を自社ホームページにおいても掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対し、公平かつ適時、迅速な情報開示を提供することをIR基本方針としており、当該基本方針に基づいたディスクロージャーポリシーを当社のホームページに掲載することを検討する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会として第2四半期決算および年度決算終了後の年2回開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに定期的説明会を開催することを検討する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページを開設し、IR活動やIR資料などの当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署は財務経理部、IR担当責任者は最高財務責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様の立場を尊重するべく、2019年1月の取締役会にて当社行動準則の制定を決議致しました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとした多くのステークホルダーに適時に、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めてまいります。

その他

当社では、管理職への女性の登用を積極的に行っております。今後も役員、管理職への登用促進を図っていかうと考えています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、内部統制に関する基本方針を以下の通り定めます。

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

(2) 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部署の担当者を取締役に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施致します。

(3) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。

業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。

(4) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外役員(社外取締役または社外監査役)を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保しております。

内部監査室を設置し、当社及び子会社も含めた当社グループ全体に対して法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行っております。

(5) 当社の子会社の取締役、従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社であるロードスターファンディング株式会社については、代表取締役として当社の代表取締役が兼任し、また当社取締役1名及び従業員1名が取締役に就任することで職務執行の状況について随時把握するとともに、当社の取締役会で職務執行の状況について当該代表取締役が適宜報告を行っております。

また当社の子会社であるロードスターインベストメンツ株式会社については、代表取締役として当社の取締役1名が兼任し、また当社代表取締役及び取締役1名が取締役に、当社監査役1名が監査役に就任することで職務執行の状況について随時把握するとともに、当社の取締役会で職務執行の状況についてロードスターインベストメンツ株式会社代表取締役に就任している取締役が適宜報告を行っております。

(6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

(7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

(8) 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けられないものとしております。

前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

(9) 当社グループにおいて、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役及び社外監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。

当社グループにおいて、役員及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに当社の監査役に報告するものとします。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取扱いを行ってはならないものとしております。

前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は証券の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。

監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに支払うものとします。

(12) 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、取締役会での業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。

監査役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応致します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

対応管轄部署および不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する総括責任者として、管理本部長を選任しております。

また、管理本部長は、反社会的勢力に関する管理手続および反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。

反社会的勢力排除の対応方法

a. 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先について、「日経テレコン21」の記事検索又は「トムソン・ロイター」のデータ情報調査を行い、その結果反社会的勢力ではないかと疑われる情報が確認された場合には暴力団追放運動推進都民センターのデータ照合等により確認を行い、コンプライアンス・オフィサーが反社会的勢力の該当性を判断しております。

b. 既取引先等について

既存取引先等に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。

c. 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。また、すべての取引先との間で締結する契約書または覚書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

外部の専門機関との連携状況

当社管理本部を窓口として、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を行っております。管理本部長および管理本部は、平素より外部専門機関との意見交換などの連携関係を構築するよう努めるとともに、有事の場合は、法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制作りを行っております。

反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社管理本部において、反社会的勢力に関する情報の一元的管理および蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関または他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

研修活動の実施状況

当社管理本部は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、今後定期的に役員および全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を構築する予定であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

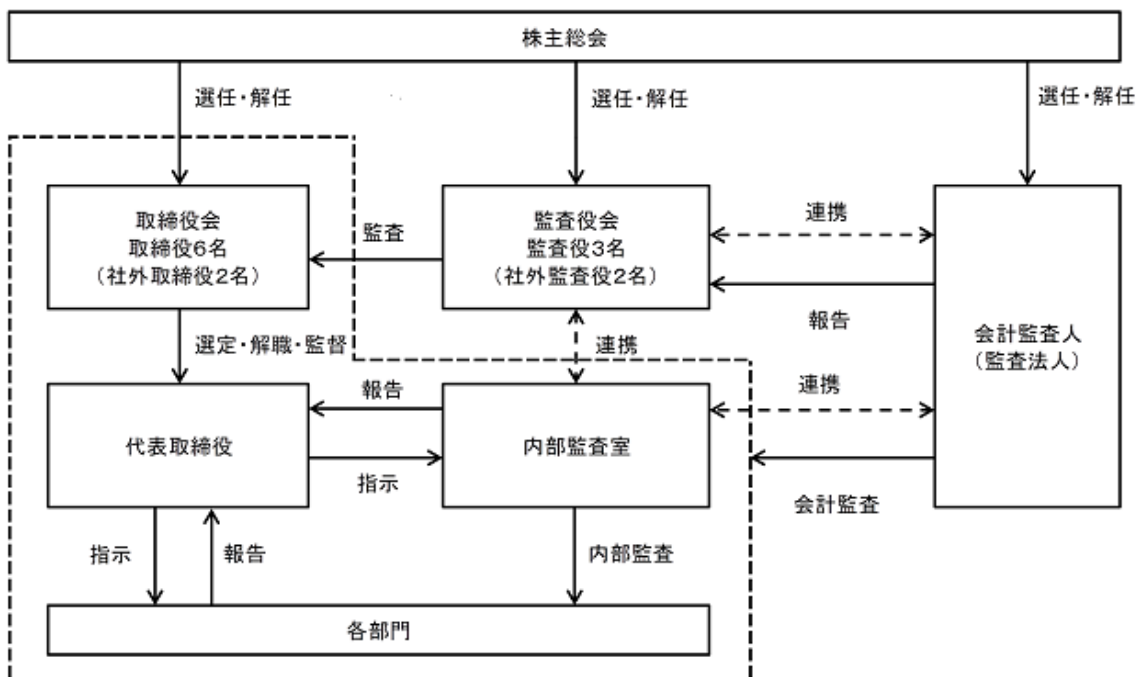
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制について

「模式図(参考資料)」をご参照ください。

(2) 適時開示体制について

当社は、「適時開示体制の概要(模式図)」の要領に従い適時開示を行うものとしております。会社情報の適時開示の管理責任者として最高財務責任者を「適時開示責任者」に任命し、担当部署を財務経理部としております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

